

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

※本契約の締結は令和6年度予算の配当を条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年9月12日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名:世田谷区医療的ケア相談支援センター事業委託

(2) 業務内容

- ① 医療的ケアに係る基本相談事業
- ② 在宅生活支援相談事業
- ③ 相談支援従事者及び児童発達支援施設等事業者支援事業
- ④ 災害時個別支援計画作成事業
- ⑤ 医療的ケアの理解促進や情報発信
- ⑥ その他医療的ケア児(者)への支援に関わることについて

(3) 履行場所

世田谷区医療的ケア相談支援センター

(世田谷区大蔵二丁目10番18号 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階 世田谷区医療的ケア相談支援センター占有部分)、その他区が必要と認める場所

(4) 履行期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

※同一事業について、令和6年度から令和10年度まで引き続き随意契約により契約する予定がある。契約は単年度ごととし、各年度における当該事業の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を令和5年9月12日現在受けているか、または、指定申請済みで令和6年4月1日の当事業開始までに指定相談支援事業者としての指定を受けること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業趣旨を踏まえた取組方針・内容
- (2) 本事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制や研修等）
- (3) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (4) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (5) 世田谷区及び他区での類似事業の受託実績
- (6) 事業開始までの計画性
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続き

(1) 実施要領兼説明書の交付期間、場所および方法

- ① 交付期間 令和5年9月12日（火）から9月26日（火）午後5時まで
- ② 交付場所及び方法
 - ア 世田谷区ホームページよりダウンロード
 - イ 下記「7 本件担当課」

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年9月26日（火）午後5時まで必着
- ② 提出先 下記「7 本件担当課」
- ③ 提出方法 持参またはFAXにより送付すること
FAX 番号: 03-5432-3021
(FAX の場合は受理確認の連絡を必ず取ること)

(3) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ① 提出期限 令和5年11月2日（木）午後5時まで必着
- ② 提出先 下記「7 本件担当課」
- ③ 提出部数 原本1部、副本8部
- ④ 方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和6年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。
これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書作成を要する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口「7 本件担当課」に同じとする。

- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみで使用し、区は提案の内容に拘束されないものとする。
- (14) 詳細は説明書による。

7 本件担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区障害福祉部障害保健福祉課 担当 横川・仙田・徳永

(世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口)

電話：03-5432-2242 ファクシミリ：03-5432-3021

E-mail: SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp